

(別紙7) 確認項目及び確認書類について

1 各国等共通

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できればよい)
各種証明共通	B/L・AWB・インボイスの番号 商品名、数量、重量及び包装形態 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名 輸出業者の名称及び所在地 輸入業者の名称及び所在地 具体的な商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B/L (船荷証券) 若しくはAWB (航空運送状) 又はインボイス (送り状) (注1)</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・積戻し許可通知書</li> <li>・輸入許可通知書</li> <li>・商品ラベルのコピーや商品の写真</li> </ul>
日付証明	生産・加工年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品ラベルのコピーや写真</li> <li>・生産・製造記録に係る書類</li> <li>・製造年月日から賞味期限までの期間に関する生産者・製造者による確認書及び賞味期限の記載がある商品ラベルのコピーや写真</li> <li>・商品名の記載がある取引先の納品書等 (注2)</li> <li>・商品名等の記載がある取引先又は申請者本人による確認書 (別記様式2) (注3)</li> </ul>
放射性物質検査	検査結果、検体採取日、検査日及び検査機関 (香港は、2の(5)を参照)	農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」(URL: <a href="http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html">http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html</a> ) に掲載されている放射性物質検査機関による放射性物質検査結果の報告書 (注4、5、6)
証明	検体の採取状況 (香港は、2の(5)を参照)	やむをえず申請者等が採取した場合 (注7) には、別記様式3の確認書
	製造ロット番号	日付証明の生産・加工年月日の確認書類と同じ
産地証明	生産・加工施設の名称・所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品ラベルのコピーや写真</li> <li>・販売者名及び製造所固有の記号の記載がある商品表示、製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出書、納品書等 (注2) 及び営業許可証等 (注8)</li> <li>・取引先又は申請者本人による確認書 (別記様式2) (注3)</li> </ul>

## 2 国等別必要書類

### (1) タイ王国

食品等の主原料が指定地域以外で生産されたことを確認するため、原料の名称、産地及び使用割合がわかる次の書類のうちいずれかを添付する。

- ・製造者等による製品仕様書等<sup>(注9)</sup>（商品名、原料産地等の記載があるもの）
- ・申請者本人又は取引先による確認書（別記様式2）<sup>(注3)</sup>
- ・その他客観的に確認できる書類<sup>(注8)</sup>

### (2) 韓国

日付証明に当たり、賞味期限により申請する場合は、次の書類等のいずれかを添付する。（生産・加工年月日又は製造ロット番号で申請する場合は、不要）

- ・賞味期限の記載がある商品ラベルのコピーや写真
- ・生産・製造記録に係る書類

### (3) 中国

ア 産地証明に当たり、食品等の主原料が指定地域以外で生産されたことを確認するため、原料の名称、産地及び使用割合がわかる次の書類のうちいずれかを添付する。

- ・製造者等による製品仕様書等<sup>(注9)</sup>（商品名原料産地等の記載があるもの）
- ・申請者本人又は取引先による確認書（別記様式2）<sup>(注3)</sup>
- ・その他客観的に確認できる書類<sup>(注8)</sup>

イ 産地証明に当たり、原料の産地から工場、工場から輸出先までのルート及び輸送手段を確認するため、次の書類のうちいずれかを添付する。

- ・原料や商品の産地、工場、港湾等の施設名・地域名等の記載がある納品書等<sup>(注9)</sup>（同商品名・数量等の記載があるもの）
- ・原料や商品の産地、工場、港湾等の施設名・地域名等の記載がある申請者本人又は取引先による確認書（別記様式2）<sup>(注3)</sup>
- ・その他同項目を客観的に確認できる書類<sup>(注8)</sup>

### (4) EU等

産地証明に当たり、別紙6-12の放射性物質検査の対象品目に該当していないことを確認するため、原料の名称、産地、使用割合がわかる次の書類のうちいずれかを添付する。

- ・製造者等による製品仕様書等<sup>(注9)</sup>（商品名原料産地等の記載があるもの）
- ・申請者本人又は取引先による確認書（別記様式2）<sup>(注3)</sup>
- ・その他客観的に確認できる書類<sup>(注8)</sup>

### (5) 香港

ア 放射性物質の検査証明に当たり、食肉及び家禽卵については生産・加工施設の名称・所在地を確認するため、1の産地証明欄に規定する確認書類を添付する。

イ 放射性物質の検査証明に当たり、野菜、果物、牛乳、乳製品及び粉乳については、別紙6-13の輸入停止地域に該当していないことを確認するため、原料の名称、産地及び使用割合が記載されている次の書類のうちいずれかを添付する。

- (ア) 製造者等による製品仕様書等<sup>(注9)</sup> (商品名原料産地等の記載があるもの)
- (イ) 別記様式2の申請者本人又は取引先による確認書<sup>(注3)</sup>
- (ウ) その他客観的に確認できる書類<sup>(注8)</sup>

ウ 証明書発行対象品目の放射性物質検査の検体採取について、別記様式4の申告書を添付する。

また、申請者は、本則3(4)ウに定めるとおり、国等の職員等が検体採取に立ち会った場合<sup>(注10)</sup>には、検体採取に立ち会った職員の所属及び氏名を記載した別記様式4の申告書を添付する。

エ 放射性物質検査の検体は、別記様式5-11の注3及びTable2のとおり、輸出しようとする同一商品の荷物毎の梱包数に応じて、検査機関の指示に従い採取する。採取した検体は混合して検査することができる。ただし、牛肉は個体毎に検体を採取し検査する。

オ 生鮮品の農林畜産物の放射性物質検査の検体採取については、検体を採取する対象と輸出する商品との間での同等性について地方農政局等が確認できる場合は、ほ場、貯蔵庫等からの事前採取ができる。

カ 同一のロットの商品が複数回にわたって輸出される場合、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用することができる。ただし、エに示す荷物の梱包数に応じた検体数は遵守すること。

キ 同一品種、同一ほ場及び同一収穫期の商品が複数回にわたって輸出される場合、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用することができる。ただし、エに示す荷物の梱包数に応じた検体数は遵守すること。なお、同一品種、同一ほ場及び同一収穫期であることを確認するため、次の書類のうちいずれかを添付する。なお、以下の(ア)出荷伝票については、同一品種、同一ほ場及び同一収穫期のうち確認できない事項がある場合は、追加資料を求めるものとする。

(ア) 出荷伝票

(イ) 別記様式2の申請者本人又は取引先による確認書

(ウ) その他客観的に確認できる書類

## (6) 仏領ポリネシア

産地証明に当たり、別紙6-14の放射性物質検査の対象品目に該当していないことを確認するため、原料の名称、産地及び使用割合が記載されている次の書類のうちいずれかを添付する。

- ・製造者等による製品仕様書等<sup>(注9)</sup> (商品名原料産地等の記載があるもの)
- ・申請者本人又は取引先による確認書(別記様式2)<sup>(注3)</sup>
- ・その他客観的に確認できる書類<sup>(注8)</sup>

注1：EU等、香港及び仏領ポリネシア向けの輸出の場合はB/L又はAWB、シンガポール、タイ王国、中国及びエジプトの場合はインボイスが必須であり、その他の国はいずれか1つとする。

注2：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類

(インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書)を含む。

- 注3：申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする。
- 注4：タイ王国及び香港（食肉及び家禽卵のみ）については、相手国より認められている放射性物質検査機関の報告書であること。
- 注5：加工品であって製造ロットが確認できる商品については、同一ロットについて行われた検査報告書、生鮮品の農林産物であってほ場及び収穫期が確認できる商品については、同一のほ場及び同一の収穫期の商品について行われた検査報告書でもよい。ただし香港向け検査報告書を除く。
- 注6：ロシア連邦、エジプト、モロッコ王国及び仏領ポリネシアに各国等が定めた指定地域で生産・加工された食品等を輸出する場合には、放射性物質検査報告書を添付すること。
- 注7：放射性物質検査証明に係る検体の採取については、放射性物質検査機関が、輸出される商品の中から当該機関の定める内部手続に基づき行うことを基本とする。
- 注8：製造所固有の記号に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく届出に係る書類等が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。
- 注9：製造者等による製品仕様書、商品規格書及び品質規格書等の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。
- 注10：牛肉は、対香港輸出食肉取扱施設を通じて、当該施設の所在する都道府県の職員等に検体採取の立ち会いを依頼する。（当該都道府県の職員の立ち会いが困難である場合は、地方農政局長等を通じて国の職員、又は農林水産省食料産業局が別紙9により認める者の立ち会いを依頼する。）  
牛肉以外は、輸出が認められている取扱施設等を通じて国等の職員に検体採取の立ち会いを依頼する。  
立会頻度は、いずれも輸出の初回時及び以降は6ヶ月毎とする。